

令和6年第4回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和6年9月20日若狭町議会第4回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川 暢一 君	2番	川島 富士夫 君
3番	西村 毅 君	4番	倉谷 明 君
5番	増井 文雄 君	6番	藤田 正美 君
8番	熊谷 勘信 君	9番	島津 秀樹 君
10番	辻岡 正和 君	11番	坂本 豊 君
12番	今井 富雄 君	13番	北原 武道 君
14番	松本 孝雄 君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本 隆司 書記 堀田 美名子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡辺 英朗	副 町 長	二本松 正 広
教 育 長	松宮 毅	会 計 管 理 者	三宅 宗 左
総 務 課 長	竹内 正	総合政策課長	岸本 晃 浩
観光商工課長	田中 啓 司	税務住民課長	中西 みや子
環境安全課長	中村 辰 也	福 祉 課 長	山口 勉
子育て支援課長	旭 明 男	健康医療課長	池田 和 哉
建 設 課 長	吉村 卓 也	上下水道課長	飛 永 浩 志
産業振興課長	中村 和 幸	パレオ文化課長	山本 裕 之
歴史文化課長	松宮 登志次	教育委員会事務局長	宮田 雅 秋

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 認定第 1号 令和5年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 3 認定第 2号 令和5年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業
会計、若狭町下水道事業会計及び若狭町国民健康保険上

中診療所事業会計決算の認定について

- 日程第 4 議案第 56 号 若狭町印鑑条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 57 号 若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 58 号 若狭町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 59 号 若狭町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 60 号 令和 6 年度若狭町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 61 号 令和 6 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 62 号 令和 6 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 63 号 令和 6 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 64 号 令和 6 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 65 号 令和 6 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 66 号 令和 6 年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 67 号 令和 6 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 68 号 令和 6 年度若狭町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 69 号 財産の処分について（若狭三方ビバレッジ株式会社株式）
- 日程第 18 発委第 4 号 北陸新幹線の早期全線開業を求める意見書について
- 日程第 19 議員派遣報告及び議員派遣について

(午前 10 時 24 分 開会)

○議長（辻岡正和君）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は 13 名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第 1 会議録署名議員の指名について～

○議長（辻岡正和君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、5 番 増井文雄君、6 番 藤田正美君を指名します。

～日程第 2 認定第 1 号・日程第 3 認定第 2 号～

○議長（辻岡正和君）

次に、日程第 2、認定第 1 号「令和 5 年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第 3、認定第 2 号「令和 5 年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計、若狭町下水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の 2 議案を一括議題とします。

この 2 議案については、去る 9 月 2 日に予算決算常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

委員長より審査報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 藤田君。

○予算決算常任委員会委員長（藤田正美君）

それでは、予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る 9 月 2 日、令和 6 年第 4 回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、認定第 1 号「令和 5 年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 2 号「令和 5 年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計、若狭町下水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の 2 議案であります。

議案審査のため、9 月 2 日の本会議終了後及び 3 日の午前 9 時より、委員全員出席の

もと、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、竹内総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、認定第1号「令和5年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。一般会計決算額の歳入総額は133億5,197万4,000円、このうち自主財源の主なものは、町税18億8,751万7,000円で、歳入に占める構成比率は14.1%、寄附金4億278万8,000円で3.0%、繰入金8億1,574万円で6.1%、繰越金10億1,613万1,000円で7.6%、諸収入3億3,118万2,000円で2.5%であります。

依存財源の主なものは、地方交付税47億3,364万6,000円で35.5%、国庫支出金10億6,161万円で8.0%、県支出金12億3,363万6,000円で9.2%、町債11億257万8,000円で8.3%となっており、自主財源と依存財源の構成比率は、自主財源が34.6%、依存財源が65.4%であります。

また、歳出総額は124億7,443万8,000円、その内訳は、議会費9,406万2,000円、総務費32億5,746万5,000円、民生費23億8,342万7,000円、衛生費13億2,525万1,000円、労働費1,983万9,000円、農林水産業費6億4,425万9,000円、商工費5億1,412万3,000円、土木費12億2,479万4,000円、消防費4億664万4,000円、教育費13億4,765万4,000円、公債費12億5,692万円であります。

次に、令和5年度の財政収支状況は、歳入歳出差引額8億7,753万6,000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源3,653万2,000円を差し引いた実質収支は8億4,100万4,000円、また、実質単年度収支は5,271万5,000円の黒字となりました。

また、特別会計及び一部事務組合の起債償還経費も考慮した実質公債費比率は14.8%、財政力指数は0.329、経常収支比率は88.8%であります。

次に、特別会計であります。国民健康保険特別会計をはじめとする7つの特別会計の歳入総額は40億9,752万6,000円に対し、歳出総額は39億5,427万円で、歳入歳出差引額は1億4,325万6,000円であります。

それでは、一般会計及び特別会計の審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、総務課関連では、

問 公用車購入事業について、公用車を更新する際の基準はあるのか。

答 町で策定した公用車更新計画に基づき更新を行っている。更新の基準は、走行距離10万キロメートル、使用年数は8年から9年としている。毎年4台から5台程度を

更新している。

問 町債の借入れについて、教育振興事業などのソフト事業にも過疎債を充当しているが、交付税措置があるとはいえ、繰越金が多く残っている状況で町債を借り入れることは適当か。

答 過疎債はハード事業、ソフト事業どちらにも充当が可能であり、人口減少地域において交付税措置がなされるため、一般財源を他の事業に充当することができ、人口減少抑制策の実施につなげていくことが可能となる。

次に、教育委員会関連では、

問 各事業に学習支援員等が配置されているが、人員の過不足はないか。

答 学習支援員については、毎年募集するのに加え、元教員や保育士に依頼している。ALT 2 名は業者委託である。英語支援員は学習塾の先生や元英語教師に依頼している。部活動支援員についても元中学校の指導者やスポーツ少年団の指導者に依頼している。人材確保は今後とも課題であるが、今後も子どもたちのスポーツ環境等の充実に努めていく。

次に、健康医療課関連では、

問 後期高齢者の健診受診者が少ないように思うが、受診者数は増加しているのか。

答 後期高齢者の健診受診者は少しずつであるが増加傾向にある。町や福井県後期高齢者医療広域連合会からも受診勧奨を行っている。

次に、福祉課関連では、

問 子ども医療費助成事業が当初予算よりかなり多くなっているが、増加の要因は何か。

答 令和 5 年度は医療機関への受診者が増えたことによる。コロナウイルス感染症の 5 類移行後は通院者が増加傾向にある。

次に、子育て支援課関連では、

問 子育て支援アプリ（にじわか）の利用状況はどうか。

答 （にじわか）は 8 月末現在、約 3 0 0 人の方に登録いただいている。主に未就園児に対し、支援センター行事の案内などはアプリを通じて行い、申込みもアプリやホームページを経由して届くことが多く、子育て世代に普及していると思う。

問 地域子育て支援拠点事業で様々な相談を受けているが、どのような相談が多いのか。

答 統計を取っているが、育児不安や生活習慣、保健に関することが多い。

次に、パレア文化課関連では、

問 パレア若狭運営事業で活用したコミュニティ助成事業は各集落への助成事業と同じものか。

答 宝くじの収益を財源とした助成金で、文化芸術を対象とする特定の事業に活用できるものである。

次に、総合政策課関連では、

問 新生活結婚支援事業は、要件を全て満たすと、最大110万円支給になるということだが、今後、該当者が増えた場合も対応できるものか。

答 この事業の財源は国、県の補助金と定住促進基金であり、基金は毎年1,775万円を4年間積み立てし、財源を確保している。今後も結婚や移住定住につながるよう支援を継続していきたいと考える。

次に、産業振興課関連では、

問 嶺南地域有害鳥獣処理施設での処理数が昨年度は減少したということであったが、今年度の状況はどうか。また、捕獲する猟師の育成支援は考えているか。

答 今年度の処理数は微増していると聞いている。猟師の育成支援については、嶺南地域有害鳥獣対策協議会から試験や研修費用の助成を行っている。

問 有害鳥獣の捕獲報償費は種類により金額が変わるのか。県からの補助はあるのか。

答 ジビエ利用の有無や成獣、幼獣、また種類により金額は変わる。例えば、シカ、イノシシ成獣駆除の場合は1万5,000円、ハクビシンなどの中獣類は5,000円、鳥類は800円である。シカ、イノシシ、サルについては、県から2分の1が補助される。

問 森林整備地域活動支援交付金事業により、集落で山林境界の調査を行っているが、個人への支援ができる助成制度などはできないか。

答 境界調査については、地域で詳しい方に立ち会っていただき作業を進めている。今後は山林境界を知る人が少なくなると予想されるので、県や森林組合などに相談、検討する。

次に、建設課関連では、

問 成願寺交差点の供用開始はいつか。

答 秋を予定しており、地元説明会を開催する予定である。

次に、環境安全課関連では、

問 エコクル美方で可燃ごみの処理をしなくなったにもかかわらず、美浜・三方環境衛生組合への負担金が多いように思うが、なぜか。

答 美浜・三方環境衛生組合で運営している施設は、エコクル美方の堆肥化施設や美

浜町にある最終処分場及びし尿施設である。それらにかかる経費は美浜町と若狭町で持ち分を決め負担している。令和５年度はエコクル美方の可燃ごみ施設は止まっているが、それ以外の施設は稼働しているため、その部分について負担金が生じる。

以上が一般会計の審査の過程における主な質疑であります。

次に、特別会計における主な質疑であります。特記すべき質疑はありませんでした。

全ての質疑を終了し、認定第１号「令和５年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論に入りました。

討論では、

反対討論 マイナンバーカード交付促進事業で普及目的に商品券を配付した。また、人的文化遺産顕彰事業も令和５年度に関しては町が実施している。この２件は行政の行為としてふさわしくないということで反対する。

討論を終結し、採決の結果、委員多数の賛成をもって認定すべきものと決しました。

次に、認定第２号「令和５年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計、若狭町下水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」であります。令和５年度若狭町水道事業会計決算では、収益的収入が３億８，６６４万７，０００円、収益的支出は３億６，８０７万８，０００円で、差引当年度純利益は１，８５６万９，０００円であります。

令和５年度若狭町工業用水道事業会計決算では、収益的収入が２，５３６万６，０００円、収益的支出は３，４０４万６，０００円で、差引当年度純利益は８６８万１，０００の損失であります。

令和５年度若狭町下水道事業会計決算では、収益的収入が６億６，３９７万５，０００円、収益的支出は８億４，４５６万８，０００円で、差引当年度純利益は１億８，０５９万３，０００円の損失であります。

令和５年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算では、収益的収入が４億３，５０９万円、収益的支出は４億４，７６４万３，０００円で、差引当年度純利益は１，２５５万８，０００円の損失であります。

審査の過程における質疑、討論はなく、認定第２号「令和５年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計、若狭町下水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」、採決の結果、委員全員の賛成をもって認定すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時、休憩します。

(午前 10 時 49 分 休憩)

(午前 10 時 50 分 再開)

○議長（辻岡正和君）

再開します。

予算決算常任委員会委員長、藤田正美君。

○予算決算常任委員会委員長（藤田正美君）

ただいまの委員長報告の中で、1 点、訂正をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

令和 5 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算で、収益的支出は 4 億 4, 764 万 3, 000 円と申し上げましたが、正しくは 4 億 4, 764 万 8, 000 円であります。

謹んで訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（辻岡正和君）

委員長報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、認定第 1 号「令和 5 年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第 1 号「令和 5 年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長（辻岡正和君）

起立多数です。

したがって、認定第1号「令和5年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号「令和5年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計、若狭町下水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号「令和5年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計、若狭町下水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、認定第2号「令和5年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計、若狭町下水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第4、議案第56号「若狭町印鑑条例の一部改正について」から、日程第17、議案第69号「財産の処分について（若狭三方ビバレッジ株式会社株式）」までの14議案を一括議題とします。

この14議案については、去る9月2日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。

まず、総務産業建設常任委員会委員長 倉谷 明君。

○総務産業建設常任委員会委員長（倉谷 明君）

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る２月９日、令和６年第４回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案３件であります。

議案審査のため、９月９日午前９時より、委員全員出席のもと、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、三宅会計管理者、竹内総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第５６号「若狭町印鑑条例の一部改正について」であります。印鑑登録証明書を電子申請で取得する場合に印鑑登録証の提示を不要とするため、若狭町印鑑条例の一部を改正するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 公式ＬＩＮＥを利用した電子申請の場合、証明手数料、郵送料、封筒代は幾らになるのか。

答 証明手数料は窓口と同じ３００円、郵送料は実費の１１０円、返信用封筒は電子申請利用促進のため不要とする予定である。

問 マイナンバーカードを利用すれば、どこでも発行できるということでしょうか。

答 コンビニ交付については、印鑑登録証ではなくマイナンバーカードを利用して印鑑登録証明書を交付する。役場窓口では従来どおり印鑑登録証が必要である。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第５７号「若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について」であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部改正が必要となったものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第６９号「財産の処分について（若狭三方ビバレッジ株式会社株式）」であります。町が所有する「若狭三方ビバレッジ株式会社」の株式を「株式会社ＢＮＳ（ビー・エヌ・エス）」に譲渡するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 資本金支出が７，５００万円から１，１７０万円となり、一般企業では評価損の処理が必要となるが、町では必要ないのか。

答 会計処理上、問題ないと聞いている。

問 「福井梅」のブランド化を進める町として、若狭三方ビバレッジ株式会社の株式を、売却後、若狭三方ビバレッジ株式会社との関係はどうなるのか。

答 若狭三方ビバレッジ株式会社の経営は「株式会社ＢＮＳ」となるが、町の特産品として福井梅の振興を一緒に考えていきたい。

問 社名は変更しないのか。

答 変更しないと聞いている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託された議案の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時、休憩します。

（午前１０時５９分 休憩）

（午前１１時００分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

総務産業建設常任委員会委員長、倉谷 明君。

○総務産業建設常任委員会委員長（倉谷 明君）

すみません、先ほどの報告の中で２か所、間違いがありました。訂正させてください。

冒頭のところ、去る９月２日と申し上げないといけないところを２月９日と申し上げてしまいました。申し訳ございません。

去る９月２日、令和６年第４回若狭町議会定例会においてであります。申し訳ございません。

それと、もう一点です。

もう一点は、議案第６９号のところの質疑応答の内容で、

問 資本金出資と申し上げないというところ支出と申し上げました、申し訳ありません。正解、資本金出資が７，５００万円です。申し訳ありませんでした。

○議長（辻岡正和君）

続きまして、教育厚生常任委員会委員長、谷川暢一君。

○教育厚生常任委員会委員長（谷川暢一君）

では、教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る９月２日、令和６年第４回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託さ

れました案件は、議案２件であります。

議案審査のため、９月６日午前９時より、委員全員出席のもと、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、竹内総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を御報告いたします。

議案第５８号「若狭町立学校設置条例の一部改正について」であります。令和７年４月１日の瓜生小学校と熊川小学校との統廃合に伴い、条例を一部改正するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問 「上中小学校」という名前に反発の声や意見が届いている。上中は地域全体の地名であるということで、勝手に付けられた。統廃合の最終段階に残しておくべきという思いが強いと思う。この先の統廃合にも支障を来し、皆が求め残していきたい「上中小学校」という名前が残らないということも危惧される。準備委員会で事務局側からの配慮や委員の中から意見は出なかったのか。

答 校名の選定については、瓜生地区、熊川地区の準備委員会で選定いただいた。議論の中でそういった意見は確かにあったが、皆さんの御意見を聞き、最終的に決定している。

事務局側からの意向は述べてはいない。

これからも対象となる学校区はあるが、地域の方だけでなく、多くの方の御意見をいただき慎重に検討する。

問 準備委員会で投票によって決められたことはよく分かっているが、未だ反発は強く、町には今の瓜生小学校に上中地域の学校を全て吸収合併したいという考えがあり、上中小学校という名前をつけるよう誘導したのではないかという意見まで寄せられている。決めた後の状況も考え、強めのお願いや配慮も必要だったのではないか。次の段階に向けて丁寧な説明や配慮をお願いしたい。

答 校名は地区住民や卒業生による応募の中から準備委員会で選んでもらい、票数の多いもので審議いただいた。事務局としては、特別に配慮、指摘はせず、あくまで準備委員会の方だけで決めていただいた。この先、ほかの学校と統廃合するとき、改めて地区等と話をさせていただきたい。

問 学校規模配置適正化基本計画にあった校名の付け方等の原則が実際には少し適用が変わってきている。今後の統廃合を進めるにあたり、ここで原則を見直し、こうすると打ち出したほうが町民にとって分かりやすいのではないか。

答 改めて計画を見直したい。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」であります、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（＝マイナンバー法）等の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、令和6年12月2日以降、被保険者証廃止に対し条例を一部改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、教育厚生常任委員会に付託された議案の審査結果を申し上げ、委員長報告いたします。

○議長（辻岡正和君）

次に、予算決算常任委員会委員長 藤田正美君。

○予算決算常任委員会委員長（藤田正美君）

それでは、予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る9月2日、令和6年第4回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案第60号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」から議案第68号「令和6年度若狭町下水道事業会計補正予算（第2号）」までの9議案について審査報告をいたします。

議案審査のため、9月11日、午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、竹内総務課長ほか関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第60号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」では、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9億249万6,000円を追加し、予算総額を128億7,882万1,000円とするもので、歳入の主なものは、地方交付税が6,556万1,000円の増額、国庫支出金が4,577万円の増額、県支出金が6,287万2,000円の増額、繰越金が6億1,374万8,000円の増額、町債が8,323万8,000円の増額などであります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費では、SDGs推進事業1,590万円の増額、財政調整基金費4億2,100万円の増額など、合わせて4億7,102万9,000円を計上、民生費では、パレア若狭管理事業が7,675万3,000円の増額、子どもの遊び場整備事業が3,000万円の増額など、合わせて1億1,875万3,000円を計上、衛生費では、斎

場管理運営事業930万円の増額など、合わせて1,877万1,000円を計上、農林水産業費では、県単小規模土地改良事業1,880万円の増額、水産業強化支援事業847万7,000円の増額など、合わせて3,648万6,000円を計上、商工費では、企業誘致促進事業3,000万円の増額など、合わせて3,407万1,000円を計上、土木費では、除雪対策事業9,693万円の増額、道路維持修繕事業4,650万円、建設発生土活用推進事業1,600万円の増額など、合わせて2億1,793万円を計上、消防費では、消防費事業に231万円を計上、教育費では、学校規模配置適正化事業140万円の増額など、合わせて314万6,000円を計上。

以上が一般会計補正予算の概要であります。

次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

税務住民課関連では、

問 マイナンバーカードの特急発行事業は国が創設したシステムである。なぜ町が一部費用負担しなければならないのか。

答 現在、国が示す補助対象はタブレット費用のみである。それ以外は各自治体負担となっている。マイナンバーカードや保険証の取組は国が推進している事業であり、国が責任を持って関与するよう要請していく。

建設課関連では、

問 ガードレール盗難被害について、状況はどうなっているのか。また、再発防止策はどのようにするのか。

答 警察に被害届を出したが、その後の状況について連絡はない。再発防止策として、パトロールを強化することに加え、不審車両の通報など、地元区長に協力を依頼する。

問 町道の監視カメラは気山に1台であるが、今後、設置する予定はあるか。また、雪みちネットの情報を利用しないのか。

答 豪雨災害で冠水が予想される等、注意を要する場所に設置を検討する。雪みちネットは県が運営しており、除雪の際、一つの情報として活用している。

福祉課関連では、

問 地域生活支援費事業の課税修正申告分については、国から明確な説明がなく、町、事業者ともに認識がなかったということであるが、全国の状況はどうか。また、令和5年度から課税取扱いとなったということだが、補正額は令和5年度分か。

答 厚生労働省で調査をした結果、回答のあった自治体の約半数が同様の状況だった。厚生労働省と国税庁が協議した結果、過去5年分の修正申告で課税された分を負担することとなった。

問 地域生活支援費事業の追加負担分について、町と受託事業者で折半できなかったのか。

答 この事業は障害者支援法によるもので、相談事業は各自治体を実施することとなっていることから、委託した自治体が負担することとなっている。

子育て支援課関連では、

問 子どもの遊び場整備事業でオリジナル遊具を設置するが、垂直立体迷路は子どもが利用するには危険ではないか。

答 オリジナル遊具設置については、国等の基準に基づく安全性が確保できる遊具メーカーのものを発注することで安全性は確保され则认为。

問 パレア若狭開館日に併せて職員を配置する予定となっているが、指定管理事業者を募集するなどは考えていないのか。

答 現在、キッズルームは子育て支援センター併設となっており、相談を目的に訪れる方もある。今後も職員配置を基本に考えている。

問 パレア若狭の休館日でも利用できる芝生広場の充実は必要と考えるが、整備はどうするのか。

答 今後、整備が進む中で、状況を見極めながらニーズ等を踏まえて考えていく。

パレア文化課関連では、

問 パレア若狭の床タイルは以前より頻繁に修繕が必要となっている。材質変更も含めて全面改良など検討したのか。

答 タイルの素材は建設当時のものより変わっており、工法についても吟味して施工する。外部通路は車が通ることもあり、カラー塗装で対応する。

問 パレア音楽ホールには建設当時から磁気ループがある。利用状況はどうか。また、今あるイヤホン型は不衛生と感じる。ヘッドホン型にならないか。

答 磁気ループは老人クラブなどの事業で活用した。コンサートには聴こえにくく不向きであるが、講演会などでマイクのみ使用する行事には利用の案内をしている。ヘッドホン型については、メーカーに確認し、検討する。

問 子どもの遊び場整備事業やパレア若狭のリフレッシュ工事が重なるが、休館せずに施工可能なのか。

答 一部通りづらい時期もあるが、業者と相談し、入り口を分散させるなど、来館者に迷惑をかけないように工事を進める。

観光商工課関連では、

問 企業誘致促進事業で増設に対する補助をしているが、町内の新規雇用者は何名か。

答 増設補助事業者の雇用者は9名と聞いている。

問 レインボーラインのデジタルサイネージは設置箇所まで行ってから混雑状況が分かるものだが、インターネット等で事前に分かるようなシステムにならないか。

答 昨年度からスマホ等で駐車場の混雑状況が確認できるようになっており、今回のデジタルサイネージは来場者に周知するためのものと聞いている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計及び企業会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第61号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,032万1,000円を追加し、予算の総額を15億9,612万2,000円とするもので、基金積立金や令和5年度事業の精算に伴う福井県への返還金などを増額するものです。

議案第62号「令和6年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8万5,000円を追加し、予算の総額を2億3,973万7,000円とするもので、福井県後期高齢者医療広域連合への交付金を増額するものです。

議案第63号「令和6年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,860万5,000円を追加し、予算の総額を1億5,256万1,000円とするもので、基金積立金を増額するものです。

議案第64号「令和6年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億642万4,000円を追加し、予算の総額を20億6,126万4,000円とするもので、基金積立金や前年度精算による返還金などを増額するものです。

議案第65号「令和6年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ41万9,000円を追加し、予算の総額を162万3,000円とするもので、基金積立金を増額するものです。

議案第66号「令和6年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ571万円を追加し、予算の総額を3,869万9,000円とするもので、基金積立金を増額するものです。

議案第67号「令和6年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」は、資本的支出の配水施設改良費で231万円を増額するものです。

議案第68号「令和6年度若狭町下水道事業会計補正予算（第2号）」は、資本的支

出の下水道施設改良費で645万7,000円を増額するものです。

審査の過程における質疑、討論はなく、議案第61号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」から議案第68号「令和6年度若狭町下水道事業会計補正予算（第2号）」までの8議案について、採決の結果、全議案、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辻岡正和君）

これで、各委員長の報告が終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第56号「若狭町印鑑条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第56号「若狭町印鑑条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、議案第56号「若狭町印鑑条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号「若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第５７号「若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、議案第５７号「若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５８号「若狭町立学校設置条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第５８号「若狭町立学校設置条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第５８号「若狭町立学校設置条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５９号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第59号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第60号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第60号「令和6年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第61号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、議案第61号「令和6年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号「令和6年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第62号「令和6年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第62号「令和6年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号「令和6年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第63号「令和6年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第６３号「令和６年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第６４号「令和６年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第２号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第６４号「令和６年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第２号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第６４号「令和６年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第２号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第６５号「令和６年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第１号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第６５号「令和６年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第１号）」は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第 6 5 号「令和 6 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）」は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 6 号「令和 6 年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第 1 号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 6 6 号「令和 6 年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第 1 号）」は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第 6 6 号「令和 6 年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第 1 号）」は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 7 号「令和 6 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 1 号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 6 7 号「令和 6 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 1 号）」は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第 6 7 号「令和 6 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 1 号）」は

委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第６８号「令和６年度若狭町下水道事業会計補正予算（第２号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第６８号「令和６年度若狭町下水道事業会計補正予算（第２号）」は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第６８号「令和６年度若狭町下水道事業会計補正予算（第２号）」は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第６９号「財産の処分について（若狭三方ビバレッジ株式会社株式）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第６９号「財産の処分について（若狭三方ビバレッジ株式会社株式）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。

したがって、議案第６９号「財産の処分について（若狭三方ビバレッジ株式会社株式）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第１８、発委第４号「北陸新幹線の早期全線開業を求める意見書について」

を議題とします。

意見書案については、お手元に配付のとおりです。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 倉谷 明君。

○総務産業建設常任委員会委員長（倉谷 明君）

発委第4号「北陸新幹線の早期全線開業を求める意見書について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

北陸新幹線は1973年11月に5つの整備新幹線の一つとして計画が決定され、建設が指示されてから半世紀の時を経て、今年の3月16日に敦賀まで延伸されました。

その間、1997年には高崎駅から長野駅間が整備新幹線として初めて開業し、その後、2015年に金沢駅まで延伸され、今年になってようやく福井の地を新幹線が走ることになりました。

この北陸新幹線は、日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展に資するとともに、大規模災害時において、東海道新幹線の代替機能を果たすなど、国土強靱化を図るうえで極めて重要な国家プロジェクトであり、敦賀駅延伸の整備効果を最大限発揮させるためにも一日も早い全線開業が必要不可欠であります。

先月、開催されました、与党のプロジェクトチームである北陸新幹線敦賀・新大阪間整備委員会では、政府予算の概算要求において、小浜・京都ルートの新規着工に必要な建設費を事項要求とすることが了承され、翌日には、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム会議において、小浜・京都ルートの令和7年度内の認可・着工を着実に進めること等を政府に要望することが決議されました。

これら北陸新幹線を取り巻く大きな動きを止めることなく、より高いステージに押し上げるためにも、この機運を高め、沿線住民が一丸となって早期の事業着手に向けた運動を活発化する必要があります。

ついては、敦賀以西、小浜・京都ルートによる早期の認可・着工について強く要望することに御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論通告がありますので、発言を許します。

13番 北原武道君。

○13番（北原武道君）

ただいまの意見書提出に反対の討論を申し述べます。

私は、北陸新幹線の小浜・京都ルートに反対しているわけではありませんが、このような大型公共事業を、「それ行け、やれ行け」というように政府にあおり立てることに反対であります。

失われた30年と言われますが、我が国は、経済成長の止まった国、格差が異常に拡大しつつある国になっています。安心して子どもを産むことができない、社会に出る若者は多額の奨学金という借金を背負っている。実質賃金は下がり、過密労働、非正規労働が広がっている。医療、介護にお金がかかり、年金は下がる。赤ちゃんからお年寄りまで、これが一般国民の実態であります。

政府の責任で国民所得を上げなければなりません。子育て・教育、そして、医療や介護、社会福祉を充実させなければなりません。国がやるべきことは、このような税金の使い方です。

私が政府に求めるのは、国の姿を健全なものにしたうえで、必要な公共事業は身の丈に合わせながら実施することです。いたずらに「新幹線、新幹線」とあおりたくはありません。

以上、反対の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発委第4号「北陸新幹線早期全線開業を求める意見書について」、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（辻岡正和君）

起立多数です。

したがって本案は可決されました。

次に、日程第19「議員派遣報告および議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。

本件については、お手元に配布したとおり報告し、また、派遣することにしたいと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。

よって、本件については、お手元に配布のとおり報告し、派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和6年第4回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月2日の開会以来、本日まで19日間にわたり提案されました令和5年度一般会計、特別会計および企業会計決算の認定をはじめ、条例の一部改正、令和6年度各会計補正予算などの議案について終始熱心に審議いただきまして、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事、閉会の運びとなりました。

理事者各位におかれましては、本定例会において成立しました諸議案の執行にあたりましては、住民福祉向上のために、なお一層の努力を払われるよう希望するものであります。

終わりに、本会期中に賜りました議員、そして、理事者各位の御協力に対し、心より厚くお礼申し上げます。

以上で、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長より閉会の挨拶があります。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月2日の開会以来、令和5年度決算の認定、条例の一部改正、令和6年度補正予算、財産の処分に関する案件など、重要な案件につきまして御審議をいただきました。

議員の皆様には、御提案させていただきました議案に対し、本会議並びに各常任委員会におきまして慎重な御審議を賜り、原案のとおり可決いただきましたことをまことにありがたく感謝申し上げます。

議員の皆様方からいただきました御意見や御指導につきましては、今後の町政運営に十分留意してまいるとともに、お認めいただきました予算につきましても適切に執行をさせていただくきたいというふうに考えております。

さて、令和6年3月16日に北陸新幹線が敦賀まで開業し半年を迎えました。開業から5か月間の来訪者数が前年同期の比較で各駅とも利用者は増加しており、敦賀駅では40%の増加、特に関東圏や長野県、新潟県の信越地方からの来訪者が大きく伸びていると伺っております。

若狭町におきましても、レインボーラインで、お盆期間中の9日間は過去最高の2万1,900人を超える入込となっており、開業効果が少しずつ敦賀以西に浸透してきているのではないかとこのように感じております。

秋の行楽シーズンを迎えるにあたり、さらに効果を生み出せるよう、あらゆるデータを活用し、引き続き効果的な情報発信を行うとともに、官民の緊密な連携やおもてなしの心をもって、観光振興の諸施策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

また、今年は9月に入っても連日、真夏日が続く厳しい残暑となっておりますが、いよいよ秋本番を迎えるにあたり、町でも様々な催しを計画しております。

まず、10月13日から20日まで「わかさSDGsウィーク」を開催させていただきます。多くの町民の皆様にSDGsを知っていただき、体験し、考えていただく機会を創出することによって、町の取組を町内外に発信し、若狭町のSDGsの取組を推進してまいります。

次に、11月2日には、「若狭町制20周年記念式典」を執り行います。

若狭町の誕生以来、町民の皆様の御尽力と関係各位の御支援、御協力を賜り、協働のまちづくりを推進することによって、20周年を迎えることができます。改めてここに皆様方に感謝を申し上げます。

人口減少や少子高齢化が進む様々な課題はありますが、「誰一人取り残さない」SDGsの理念をもとに、町民の皆様にこころ豊かで「幸せ」な暮らしを実感していただく、さらには、次世代を担う子どもたちにすばらしい若狭町の「未来」をつないでいくため、

持続可能なまちづくりを推進しなければならないというふうに考えております。世界に誇る若狭町のすばらしさが、もっと伸びしろとして実感できる、さらには広がりを見せられるように、私自身も決意を持って、新しい若狭町の時代を切り開いてまいる所存であります。

また、記念式典の前後には、地域づくり協議会や各団体による２０周年を記念した各種イベントも開催されます。多くの町民の皆様に御参加をいただき、若狭町誕生２０年の祝賀ムードを盛り上げてまいりたいと考えております。

最後に、議員の皆様におかれましては、健康に十分御留意いただき、さらなる町政発展のためますます御活躍なされますことを心から御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前１１時５８分 閉会)